

■ 建設コンサルタント業務における品質向上に向けた業務改善への取組みについて(お知らせ)

■【業務改善への取組内容】

- (1) 発注者が行うべき取組み
 - ア 履行期間の平準化
 - イ 履行期間の確保
 - ウ 条件明示の徹底(条件明示チェックートの活用)
 - エ 合同現地踏査
 - オ 業務スケジュール管理表
 - カ ワンデーレスポンス(受注者からの設計条件に関する質問・協議に迅速に対応することで、円滑な業務の進捗を図るもの)
- (2) 受注者が行う取組み
 - ア 条件明示チェックシートの活用(現地)
 - イ 照査の確実な実施
- (3) 発注者・受注者双方で行う取組み
 - ア 若手技術者育成支援(3ステージアクション)
 - イ ウィークリースタンス(一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより業務環境の改善を図るもの)

■【今後の取組方針】

- (1) 履行期間の平準化、履行期間の確保及び合同現地踏査については、事業を実施する各課の取組みとして進めることとします。
- (2) 業務スケジュール管理表、ワンデーレスポンス及びウィークリースタンスについては、要領を作成し、試行的に実施します。
- (3) 条件明示の徹底及び若手技術者育成支援については、検討項目等も多いことや長野県も現在、実施していないことから、その実施時期について、今後、県の動向を見ながら検討することとします。

■【対象業務について】

建設コンサルタント業務(設計業務、測量業務、地質調査業務、物件調査及び構造物点検)のうち、発注者が対象として定めたものについて導入するものとします。

■【試行開始時期】

令和3年4月1日以降に契約する案件から適用します。